

米に関するマンスリーレポート（北陸版）

（令和6年5月号）

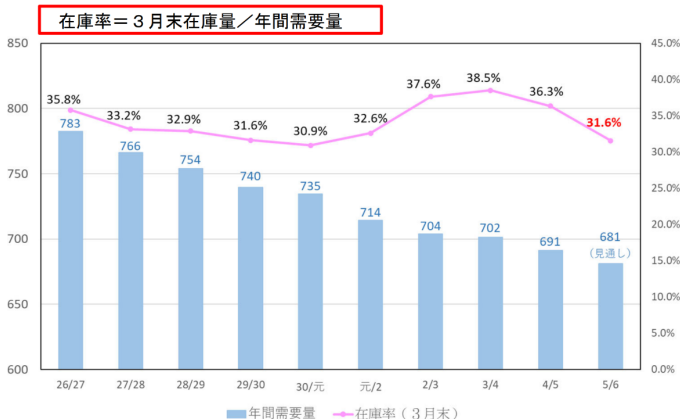
令和6年産の作付けに向けて

①主食用米の需給に関する動向について

直近の令和6年3月末の民間在庫量は、前年を上回る販売量となっていること等を受けて、前年同時期と比べた場合36万トン少ない215万トンとなっています。また、この傾向は北陸4県においてもみられます。

しかし、[先月号の特集](#)にも掲載したとおり、需要量についても減少傾向で推移しているため、在庫率（＝3月末在庫量／年間需要量）でみた場合、令和6年は近年の同時期で最も少なかった令和元年と同程度となっています。

【年間需要量及び在庫率の推移】



②非主食用米の需要について

（加工用米）

国産加工原材料用米穀の一部として使用される特定米穀（ふるい下米）の安定確保は難しい状況です。令和5年産米では特定米穀の発生量が大幅に減少したため、MA米の加工用向け販売数量が大きく増加し、需要はMA米へシフトしています。

（米粉）

グルテンフリーなどの食スタイルが広がる中、米粉はグルテンを含まないアレルギー対応食品として注目されているほか、最近では、米粉の特徴を生かした商品が多数商品化され、米粉の需要が拡大しています。

加工用米実需者の声（管内）

加工用うるちの確保が極めて厳しい。県内企業なので県産米を使いたいですが、原料の調達の見込みが立たない。原料がないと事業が成り立たない。

米粉用米実需者の声（管内）

近年米粉の需要が伸びているが、大規模なオーダーが入ることがあり、安定供給に不安がある。場合によっては、他県産の調達も考えなくてはならない。

※「管内実需者の声」は新潟県農業再生協議会の聞き取りによるもの

令和6年産に向けて、より一層の需給状況の把握が必要となります。北陸農政局においても、本レポート等により情報提供を行っていきますので、需要に応じた生産・販売が行えるよう営農計画をご検討ください。

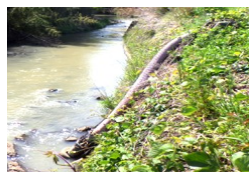
令和6年能登半島地震に関する情報

奥能登地域4市町（輪島市・珠洲市・穴水町・能登町）への支援

現在、水路が大きく被災し、応急復旧が困難な箇所については、北陸農政局の仮設ポンプを含め90台以上のポンプを投入し、用水を確保しています。

北陸農政局では、引き続き6月初旬までの田植えに向けた応急復旧の推進を行うとともに、水稻の作付けが困難な水田に対しては大豆・そば等への転換や地力増進作物（大麦やレンゲ等）への転換に向けた啓発と支援を強力に推進していきます。

＜応急復旧による用水手当てや作付けの状況＞



←仮設ポンプ設置
（珠洲市）



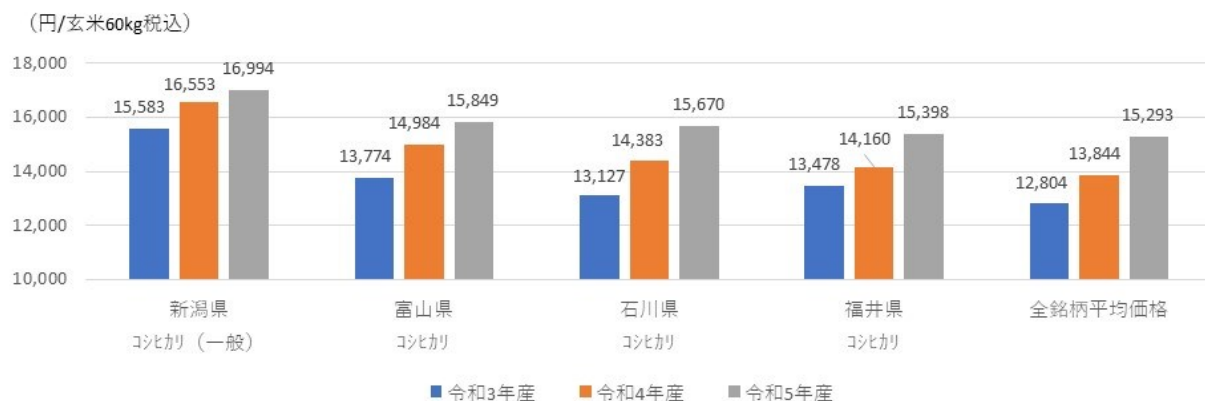
←被災地で進む田植え
（能登町）

令和6年2月19日より、営農再開に向けた相談窓口も開設しております。お気軽にご相談ください。
相談窓口の詳細は[こちら](#)（ クリック）、または右記二次元コードからご覧ください。



1 米の相対取引価格

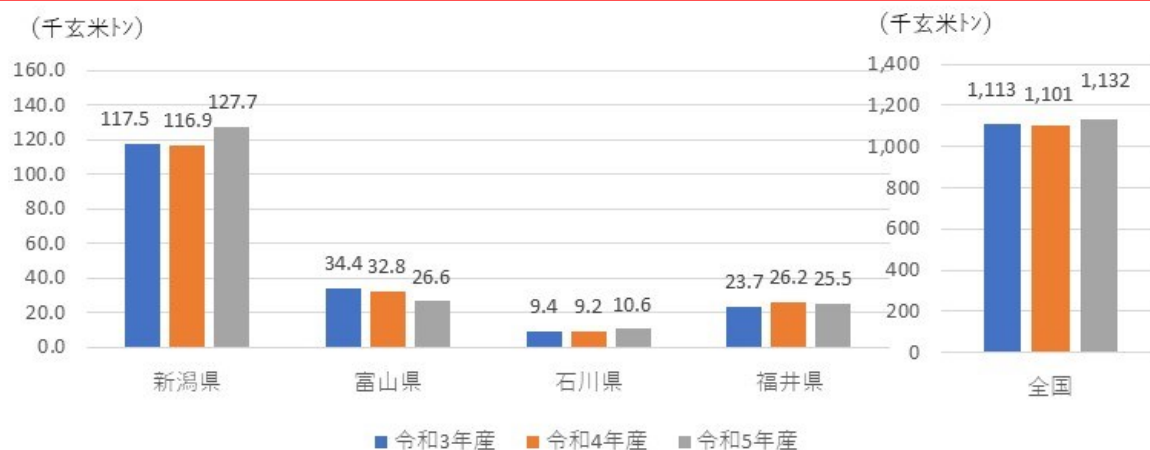
令和3年産及び、令和4年産は出回りから翌年10月まで、
令和5年産は出回りから令和6年4月までの平均価格



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
2 価格は、出荷業者と卸売業者等との間で数量と価格が決定された主食用の相対取引契約の価格（運賃、包装代、消費税を含む1等米の価格）を加重平均したものである。
3 価格に含む消費税は、軽減税率の対象である米穀の品代等は8%、運賃等は10%で算定している。
4 加重平均に際しては、新潟は受渡地を東日本としているものを、富山、石川、福井は受渡地を西日本としているものを対象としている。
5 相対取引価格は、個々の契約内容に応じて設定される大口割引等の割引などが適用された価格であり、実際の取引状況に応じて価格調整（等級及び付加価値等（栽培方法等））が行われることがある。
また、算定に当たっては、契約価格に運賃を含めない産地在姿の取引分も対象としている。
6 報告対象産地品種銘柄ごとの年産平均価格は、当該報告対象産地品種銘柄の出回りから当該月までの相対取引数量ウエイトで加重平均により算定している（5年産は速報値）
7 全銘柄平均価格、報告対象産地品種銘柄ごとの前年度検査数量ウエイトで加重平均により算定している

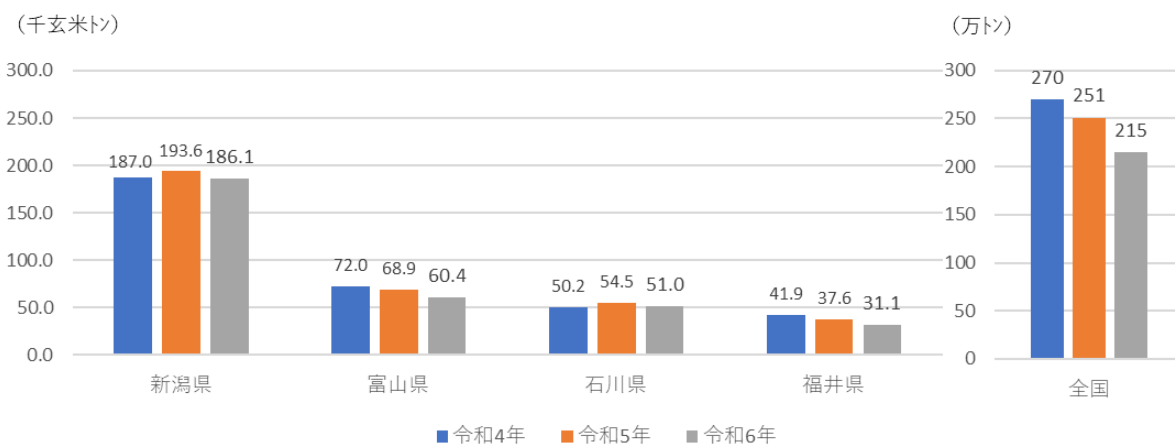
2 米の産地別販売状況（3月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
2 報告対象米穀は、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米（醸造用玄米を含む。）である。
3 販売数量は、集荷数量のうち契約のあと実際に卸売業者等に引き取られた数量である。

3 産地別民間在庫の推移（3月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米（醸造用玄米を含む。）の月末在庫量（玄米換算）の値である。
2 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の玄米仕入量が500トン以上）、米穀の販売の事業を行う者（年間の玄米仕入量が4,000トン以上）である。



←もっと詳細な情報をご覧になりたい方は農林水産省HPへ

もっと北陸の情報をご覧になりたい方は北陸農政局HPへ→

<https://www.maff.go.jp/hokuriku/>

農林水産省 北陸農政局

